東京都内の事業者のみなさんへ

東京都の条例※1では、自転車利用中の事故により、

他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等※2

への加入が義務となっています！！

※1東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
※2自転車利用中の対人賠償事故に備える保険･共済
以下「自転車損害賠償保険等」と表記

安全安心を推進する
マスコットキャラクター
みまもりぃぬ

自転車利用者（未成年の場合は保護者）は、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等に加入しなければなりません。

自転車を業務で使用する事業者

業務中の自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。
※業務で自転車を利用中に起こした事故は、個人賠償責任保険では補償されません。
事業者が事業用の賠償責任保険に加入する必要があります。

自転車貸付業者

- 借受人の自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。
- 自転車貸出時などに、借受人に対して、貸付自転車が加入している保険等の内容に関して情報提供しましょう。

お願い

自転車小売業者・自転車を利用して通勤する従業者がいる事業者

- 自転車購入者や自転車通勤者が、自転車損害賠償保険等に加入しているか確認しましょう。
- 未加入の場合は、自転車損害賠償保険等への加入について情報提供しましょう。

自転車利用者の加入状況の確認や、保険等の種類を情報提供するときは、裏面のチェックシートを活用してください！
既に加入している保険等に付帯されている場合もあります！

裏面へ

東京都

TOKYO 自転車の安全利用を推進するロゴマーク

以下は、自転車利用者向けのチェックシートです。
自転車通勤をする従業員に対する自転車損害賠償保険等の加入の有無の確認や、情報提供にご活用ください。

自転車損害賠償保険等

（個人賠償責任保険、日常生活賠償責任保険、賠償責任共済など
保険会社等によって名称は異なります。）

への加入状況をチェック!!

下記①～⑨のいずれかの保険・共済に加入していますか?
（保険証券等でご確認ください）

- はい → 加入している下記①～⑨の保険・共済に自転車損害賠償保険等に相当する補償が付帯されていますか?
  - はい → すでに自転車損害賠償保険等に加入しています。
  - わからない → ご契約の保険会社・共済にご確認ください。
    ※相当する補償がない場合には、加入が必要です。
  - いいえ → 未加入です!! 自転車損害賠償保険等への加入が必要です。
- いいえ → 未加入です!! 自転車損害賠償保険等への加入が必要です。

確認いただく保険・共済契約		保険・共済に加入するときのチェックポイント
①「自転車保険」（傷害保険とのセット商品）		①事故相手への賠償の保証金額は十分か ②示談交渉サービスは付いているか （自身が加害者となった場合 保険金支払いの対象となる賠償事故について、 相手方との示談交渉を保険会社が代行） ③保険の対象となる人は誰か （個人型、家族型など） ④補償が重複している保険はないか （火災保険と自動車保険の両方に 賠償責任補償が付帯されているなど、 加入中の保険について把握することが大切） ⑤自身のケガなどに関する補償は必要か （死亡、後遺障害、傷害）
②自動車保険（特約）		
③火災保険（特約）		
④傷害保険（特約）		
⑤クレジットカード（付帯保険特約）		
団体保険	⑥会社・区市町村等の団体保険	
	⑦ PTA の保険など学校・大学で募集する保険	
	⑧交通安全協会の自転車会員として加入している保険	
⑨ TS マーク付帯保険	点検整備済 賠償責任・傷害保険付 （1 年間有効） 自転車安全整備士番号 点検基準日 年 月 日 （公財）日本交通管理技術協会	点検、整備に付帯した自転車向け保険です。 有効期間は点検基準日から1年間です。更新を忘れずに! TS マークの色により補償条件が異なります。 緑色 TS マークは、全ての人身事故が賠償責任補償の支払対象で、示談交渉サービスが付いています。

自転車損害賠償保険等の種類などの詳細は、東京都都民安全推進部のHPをご確認ください。

都民安全　保険　検索

令和6年11月発行

（編集発行）東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部総合推進課　電話03-5388-3123
もし自転車事故を起こしてしまったら、こちらにご相談ください→東京都交通事故相談所　電話03-5320-7733